

介護保険の 利用者負担額を軽減します



介護保険課介護保険給付係 (☎5722-9847、📠5722-9716)

介護保険には、要件を満たすと利用料などを減額できる制度があります。減額には申請が必要です。減額が認定されたかたには認定証を発行し、申請月の初日から減額します。詳細はホームページ(右上コード)をご覧ください。お問い合わせください。

介護保険負担限度額認定

特別養護老人ホームや短期入所の食費と居住費(滞在費)の自己負担額を軽減します。

減額割合 認定条件により異なる

対象	要件
特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、短期入所生活介護(ショートステイ)、短期入所療養介護	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者 住民税非課税世帯で次の①②を満たすかた ①世帯分離をしている配偶者(事実婚を含む)がいる場合、そのかたも住民税非課税 ②預貯金などが、単身の場合は1,000万円以下、夫婦の場合は2,000万円以下

居宅サービス等利用者負担額軽減制度(区独自の制度)

介護保険の居宅サービス利用者負担額を軽減します。

減額割合 2分の1

対象	要件
訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所生活介護(ショートステイ)、短期入所療養介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護(以上は介護予防を含む)、訪問介護、通所介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業の予防給付相当サービス・区独自基準サービス	次の①～③を満たすかた(生活保護受給者を除く) <ul style="list-style-type: none"> ①住民税非課税世帯で、本人の合計所得が0円(住民税の申告が必要な場合あり) ②利用者が税法上の被扶養者である場合は、扶養者が住民税非課税 ③同居所に居住する兄弟姉妹、直系血族(子、孫など)が住民税非課税

社会福祉法人などの利用者負担軽減制度

特別養護老人ホーム入所者の利用者負担額・食費・居住費を軽減します。

減額割合 4分の1

※高齢福祉年金受給者は2分の1

※生活保護受給者は個室の居住費のみ全額減額

対象	要件
特別養護老人ホーム ※実施していない施設あり	対象施設利用者のうち、次の①～⑥を満たすかた <ul style="list-style-type: none"> ①年間収入が単身世帯で150万円以下(世帯員が1人増えるごとに50万円を加算) ②預貯金などが単身世帯で350万円以下(世帯員が1人増えるごとに100万円を加算) ③日常生活に使う資産以外に活用する資産がない ④負担能力のある親族などに扶養されていない ⑤介護保険料を滞納していない ⑥介護保険負担限度額認定を受けている

語ろう人権 家庭で地域で



誰一人取り残さない未来に向けて SDGsを達成しよう!

個人権政策課 (☎5722-9214、📠5722-9469)

SDGs(エスディーズ)とは

将来、感染症などや気候変動が原因となり、これまでの安定した暮らしができなくなるのではといった切迫感を感じているかたは多いかもしれません。

SDGsは、地球規模のさまざまな課題を解決するための「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」の頭文字で、2015年に国連サミットが全会一致で採択した国際目標です。環境破壊や貧困、格差など一国では解決できない課題を次の世代に残したままでは、いずれ世界が立ち行かなくなるといった強い危機感のもと、「誰も置き去りにしない」を理念に、世界中が共通目標の達成に向けて動き出しています。

SDGsと人権のかかわり

SDGsは、世代や性別を超え、すべての国、すべての社会の人々が人権を享受し、人としての尊厳が守られる持続可能な社会を目指すための17のゴール(目標)と、169のターゲット(指標)から構成されています。

環境や経済など多くの目標が掲げられている中でも、人権は極めて重要な概念となっています。

例えば、働き方改革や女性活躍の推進、多様性の尊重など、あらゆる人々が活躍する社会やジェン

ダー平等の実現が経済的にも有益なことは明らかです。SDGsは、企業の社会的評価にも影響する普遍的な目標だといえます。

SDGsをより詳しく知るためには、新聞やテレビ、インターネット、学校の授業や仕事を通じて情報を得るほか、楽しみながら学べるカードゲームなどもあります。

誰も取り残さない未来のために

来年開催予定の東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会は、SDGsの考え方を取り入れた初の大会で、多くの企業が協賛しています。

都は時差通勤やプラスチックごみ削減などのSDGsにつながる活動にポイント付与する実証実験を実施しました。

また、区では、これまで平和や人権、男女平等の推進に関する施策や環境負荷の少ない社会づくりなどに取り組んできましたが、SDGsは区政が今後目指していく方向とも重なっています。

すべての人々が安心して、満足して暮らせる世界の実現のためには、行政や企業だけでなく、世界中のパートナーシップで、2030年までのSDGs達成に取り組む必要があります。あなたの何げない行動が、ひょっとしたらSDGsにつながっていくかもしれません。



SDGsの17の目標が分かりやすく表現されたアイコン

2年度区税条例の改正

区税務課税務係 (☎5722-9819、📠5722-9324)

地方税法などが改正され、6月に条例を改正しました。改正の主な内容は、次のとおりです。

未婚のひとり親に対する住民税の軽減措置

すべてのひとり親に対して公平な税制を実現するため、婚姻歴の有無や性別にかかわらず、子どもがいるすべてのひとり親に、次の措置を講じます。

- 前年の合計所得金額が500万円以下の未婚を含むひとり親を対象とする、ひとり親控除を創設
- 前年の合計所得金額が135万円以下の未婚のひとり親は非課税

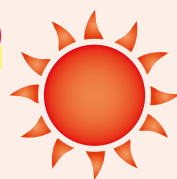
軽量の葉巻たばこの課税方式の見直し

軽量の葉巻たばこ(リトルシガー)は、重量から本数に課税する方式に見直し、1g未満の葉巻たばこ1本が紙巻たばこ1本に換算されます。見直しは、2年10/1と3年10/1に分けて段階的に実施します。

新型コロナウイルス感染症に対応するための特例措置

- 政府の自粛要請で中止などをしたイベント主催者に対し、入場料等の払戻しを請求しなかった場合、放棄した払戻請求額に相当する額を寄附とみなし、控除の対象とします
- 住宅ローン控除期間を13年間とする特例措置を、建設の遅延などで入居が遅れた場合も期限内入居と同様の控除ができるよう要件を弾力化し、16年度まで延長します
- 軽自動車税の環境性能割で適用される臨時的軽減措置期限を6カ月延長し、3年3/31までとします

熱中症警戒アラート(試行)が始まりました



区保健予防課保健管理係 (☎5722-9396、📠5722-9508)

熱中症警戒アラートは、暑さへの「気づき」を呼び掛け、熱中症予防の行動を積極的に行ってもらうため、環境省と気象庁が共同で発表する情報です。熱中症の危険性が極めて高くなると予想される、前日の夕方または当日の早朝に発表されます。

詳細はホームページ(右コード)をご覧ください。お問い合わせください。



熱中症警戒アラートが出たら

- 気温・湿度・暑さ指数(右下コード)を確認し、エアコンなどを適切に使用しましょう
- 不要不急の外出を避け、涼しい室内で過ごしましょう
- 熱中症になりやすい子どもや高齢者、障害のあるかたに注意し、声を掛けましょう
- 空調のない屋内や屋外での運動・活動は、中止・延期を検討しましょう
- 水分補給などの予防を普段以上に実践しましょう

暑さ指数は環境省ホームページで確認できます

